調停条項（相手方●●分）案

書式５－２

－２

【分割返済型・単独型】

１　主たる債務と保証債務の一体整理が困難な理由

申立人と相手方●●（以下「相手方」という。）は，申立外●●（以下「主債務者」という。）が，●●地方裁判所から令和●年●月●日（民事再生・破産・特別清算）手続開始決定を受け（事件番号●●），現在，同手続が（進行中・終結）である。

２　保証債務の整理を経営者保証に関するガイドラインにより行う理由

　　申立人と相手方は，申立人が，主債務者の代表取締役社長であり，同社の保証債務（以下「本件保証債務」という。）を負担していること，主債務者の債務整理が（民事再生・破産・特別清算）手続であり，一体整理が不可能であること，及び同人が負担する本件保証債務につき，法的債務整理手続よりも適切な私的整理手続により保証債務を整理した方が信用情報登録機関に報告，登録されないなど申立人本人の再チャレンジが可能となる上，相手方にとっても経済合理性があることから，同人が経営者保証に関するガイドラインによる整理を選択したことを確認する。

３　申立人の財産の状況

　　申立人と相手方は，令和●年●月●日（返済猶予等の要請の効力発効時）現在の申立人の保有する資産が別紙資産目録（以下「資産目録」という。）のとおりであることを確認する。

４　保証債務の確認（ただし，令和●年●月●日現在の元本残高）

　申立人は，相手方に対し，申立人が相手方に対して負っている保証債務として，別紙保証債務の弁済計画案[[1]](#footnote-1)記載の元本債務及び遅延損害金の支払義務があることを認める。

５　保証債務の弁済方法，期限の利益及び債務免除

(1) 申立人は相手方に対し，別紙資産目録記載の資産の換価に代えて，前項の金員を，別紙返済計画表（相手方●●分）記載のとおり分割して（ただし，返済日は返済月の各末日限りとする。），相手方の指定する銀行口座に振込送金の方法により支払う。振込手数料は申立人の負担とする。

(2) 申立人が前号の分割金の支払を怠り，その額が金●●円に達したときは，申立人は当然に期限の利益を失い，申立人は相手方に対し，第４項の債務から既払額を控除した残金及び残元金に対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年●パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

(3) 相手方は，申立人が期限の利益を失うことなく，別紙返済計画表記載の支払がなされたときは，申立人に対し，第４項のその余の支払義務を免除する。

６　保証債務の追加弁済

(1) 申立人及び相手方は，申立人が相手方に対し，本調停条項に添付した表明保証書（以下「表明保証書」という。）写しのとおりの表明保証を行った事実を確認する。

(2) 申立人が表明保証書により表明保証を行った資産目録に含まれていない資産が存在することが判明した場合，申立人は速やかに当該資産を換価し，相手方に対し，換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を支払う。ただし, 本項第３号に該当する場合はこの限りでない。[[2]](#footnote-2)

(3) 申立人が表明保証書により表明保証を行った資力について，故意に事実と異なる過少な資産を申告したことが判明した場合，又は申立人が資産の隠匿を目的とした贈与若しくはこれに類する行為を行っていたことが判明した場合には，申立人は相手方に対し，前項第３号により免除を受けた債務額及び同債務額中の残元本に対する免除を受けた日の翌日から支払済みまで年●パーセントの遅延損害金を直ちに支払う。

７　清算条項

　　申立人と相手方は，本件に関し，本調停条項に定めるほか，他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

８　調停費用

　　調停費用は，各自の負担とする。

以　上

1. 書式６－２の計画案をつけることが考えられます。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 本条項は相手方が単独であることを念頭に置いています。相手方が複数の場合，新たに資産が判明した場合の弁済額については，相手方の保有する債権額に応じて按分する条項に修正することが考えられます。 [↑](#footnote-ref-2)